

松江市 報道提供資料

令和 6 年 9 月 24 日

件名 松江市ゆるキャラ制作の手法変更のお知らせ

内容 市長定例記者会見(8 月 1 日)にてお知らせしておりました、キャラクター作成につきましては、別紙の理由から手法を変更することとしました。

【問い合わせ】

政策部 広報課 担当：持田

電話：0852-55-5125

ゆるキャラを制作する目的

令和7年は、「新松江市合併20周年」「松江城天守国宝指定10周年」の節目の年であることから、市民の誇り・愛着を醸成するため、本市をPRする、誰からも愛される松江らしい新しいゆるキャラを制作することとしたものです。

生成AIを活用しようとした理由

- ・これまでにない手法で、新たにチャレンジしようと企画したもの。
- ・デザインのスキルを持たない一般の人やこどもでもデザインづくりに参加可能。
- ・デザインは無限に作成可能。

制作の手法変更に至った経緯

〈生成AIに関する国内外の動向〉

- ・8月2日に内閣府において「AI制度研究会」が開催され、生成AIに関して対応すべきリスクを踏まえて法規制を強化する可能性を含めた議論が開始されました。
- ・8月12日にアメリカ連邦地方裁判所において、生成AIが学習データとして使用した画像が著作権を侵害している可能性があると認められる判断が下り、著作権侵害に関する訴訟として審理が継続されることになりました。

〈想定されるリスク〉

- ・「著作権侵害での訴訟」の可能性
- ・「生成AIで作成されたキャラクターの著作権が認められない」可能性

〈結論〉

生成AIに関する国内外の最近時の動向ならびに生成AIを取り巻く規制環境が変貌を遂げつつある現況を踏まえて、法律の専門家や内閣府の科学技術・イノベーション推進事務局AI担当に照会した結果、現在、生成AIは著作権をはじめ様々な課題や懸念事項を内包しており、権利侵害などの法的なリスクを排除しきれない旨の指摘がありました。

これらから、本市としても、生成AIを活用したゆるキャラ制作において、著作権侵害などのリスクを完全に払拭することはできないものと判断し、制作の手法を変更することといたしました。

今後の進め方

新たな制作の手法については、誰からも愛される、松江らしいゆるキャラとなるよう手法を検討しています。詳細は10月中にお知らせします。